

伝法地区まちづくり協議会規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、伝法地区まちづくり協議会と称し、事務局を伝法まちづくりセンターに置く。

（目的）

第2条 本会は、地区住民相互の連帯感と自治意識の高揚を図るとともに、地区共通の課題の解決に努め、各種地区団体と密接な連携を図りながら、ふれあいのある心豊かなまちづくりを推進することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）地区の課題の把握や情報の発信
- （2）地区の課題解決に向けての協議及び事業の実施 ※運営検討会議
- （3）伝法地区まちづくり行動計画の策定及びそれに基づく事業の実施
- （4）住民相互のふれあいや連帯感を深めるための諸行事の実施
- （5）その他組織の目的達成のために必要な活動

（構成）

第4条 本会は、次に掲げる団体等で構成する。

- （1）町内会連合会
- （2）福祉推進会
- （3）交通安全協会富士地区支部伝法分会
- （4）民生児童委員
- （5）悠容クラブ連合会
- （6）伝法小学校PTA
- （7）吉原第一中学校PTA
- （8）子ども会世話人連絡協議会

※（伝法ジュニアリーターズクラブ）

- (9) 保護司会
- (10) 自主防災連絡会
- (11) 子どもの安全を守る委員会
- (12) 地域安全推進員
- (13) 交通指導員
- (14) 消防団第3分団
- (15) 青少年指導委員
- (16) 伝法子どもと遊ぶ会
- ~~(17) 健康推進員~~
- (17) スポーツ推進委員
- (18) 男女共同参画推進員
- (19) 人権擁護委員
- (20) 緑化指導員
- (21) 明るい社会づくり運動協議会
- (22) 伝法保育園
- (23) リズム幼稚園
- (24) 松の実保育園
- (25) ボーイスカウト富士第4団
- (26) 環境衛生自治推進協会
- (27) 富士市まちづくり地区担当班
- (28) 伝法児童クラブ運営委員会
- (29) 体育部（町内選出）
- (30) 青少年育成部（町内選出）
- (31) 成人教育部（町内選出）
- (32) 女性部（町内選出）
- (33) 遺族会
- (34) 避難所運営委員会（伝法小・吉原一中）

2 構成団体等のうち~~(30)~~ (29) 体育部（町内選出）から~~(33)~~ (32) 女性部及び(34) 避難所運営委員会（伝法小・吉原一中）（町内選出）は、各町内会から選出された人員で構成し、第9条で示す部会等に属するものとする。

第2章 役員

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部会長 7名
- (4) 総務会長 1名
- (5) 総務副会長 1名
- (6) 会 計 1名
- (7) 副会計 1名
- (8) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 役員(部会長を除く)は、総会において選任する。

2 部会長は、部会において互選する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
- (4) 総務会長は総務会を統括する。また、会全体の円滑な運営を図るため、各部提出の議案その他を総合的に調整する。
- (5) 総務副会長は総務会長を補佐し、総務会長に事故があるとき又は総務会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (6) 会計は、本会の出納に関する一切の業務を処理する。
- (7) 副会計は、会計の出納処理を補佐する。

(8) 監事は、本会の業務執行及び事業の会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

第3章 部会等

(部会等)

第9条 本会に次の表の左欄に掲げる部会等を置く。部会等は、それぞれの下欄に掲げる団体等から構成される。

部会等	団体等
総務会	役員経験者等 会務に精通する者の中から会長が選任し、総会で承認を得るものとする。 <u>※企画広報局(わいワイクラブ)・運営検討会議</u>
町内会連合会	伝法地区18町内会
体育保健部会	体育部、スポーツ推進委員、 <u>健康推進員</u> <u>参与</u>
子ども部会	青少年育成部、子ども会世話人連絡協議会、(伝法ジュニアリーダーズクラブ) 伝法小学校PTA、吉原第一中学校PTA、伝法子どもと遊ぶ会、伝法児童クラブ運営委員会、伝法保育園、リズム幼稚園、松の実保育園、ボーイスカウト富士第4団、 <u>参与</u>
文化教育部会	成人教育部、男女共同参画推進員、人権擁護委員、 <u>参与</u>
安全部会	交通安全協会富士支部伝法分会、交通指導員、地域安全推進員、子どもの安全を守る委員会、青少年指導委員、 <u>明るい社会づくり運動協議会</u> 、 <u>参与</u>
福祉部会	女性部、福祉推進会、民生児童委員、保護司会、悠容クラブ連合会、遺族会、 <u>参与</u>
防災部会	自主防災連絡会、 <u>避難所運営委員会(伝法小・吉原一中)</u> 、消防団第3分団、 <u>参与</u>
環境部会	環境衛生自治推進協会、緑化指導員、 <u>参与</u>
夏まつり 実行委員会	子ども部会長を委員長とし、他6部会長と委員長が必要に応じて選任する委員で構成する。

パレード 実行委員会	安全部会長を委員長とし、他6部会長と委員長が必要に応じて選任する委員で構成する。
文化祭 実行委員会	文化教育部会長を委員長とし、他6部会長と委員長が必要に応じて選任する委員で構成する。
体育祭 実行委員会	体育保健部会長を委員長とし、他6部会長と委員長が必要に応じて選任する委員で構成する。

2 部会に、部会長1名、参与（アドバイザー）若干名を置く。ただし、町内会連合会を除く。

第4章 総会

（総会）

第10条 総会は、本会の最高議決機関であり、構成団体等の代表者（本章において、以下「代表者」という。）をもって構成する。

（総会の機能）

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- （1）事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支決算に関する事項
- （2）地区別行動計画の策定及び見直しに関する事項
- （3）役員（部会長を除く）の選任に関する事項
- （4）規約の変更に関する事項
- （5）役員会に委任する事項
- （6）その他の重要事項

（総会の開催）

第12条 通常総会は、毎会計年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- （1）会長が必要と認めたとき。
- （2）全代表者の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（総会の招集）

第13条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第15条 総会は、代表者の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第16条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表者は、書面をもって表決し、又は他の代表者を代理人として表決を委任できる。

2 前項の場合における第15条及び第16条の規定の適用については、その代表者は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表者の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 役員会

(役員会の構成)

第19条 役員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 部会長
- (4) 総務会長
- (5) 総務副会長
- (6) 会 計
- (7) 副会計
- (8) 監 事

(役員会の機能)

第20条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第21条 役員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全役員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(役員会の招集)

第22条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から10日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の定足数)

第23条 役員会には、第14条から第16条までの規定を準用する。この場合において、これら

の規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「代表者」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 会計

(経費)

第24条 本会の経費は、会費並びに補助金その他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第25条 本会の事業計画及び予算は、部会長等からの報告をもとに会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第26条 本会の事業報告及び決算は、部会長等からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、総会の議決を得て行う。

第8章 雑則

(顧問・相談役)

第29条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問・相談役は、役員会の議を経て会長が委嘱し、会務に関する助言の任にあたる。

(情報の公開)

第30条 本会の運営及び事業等に関する情報については、構成団体に対して積極的に公開するよう努めるものとする。

(委任)

第31条 この規約の施行に関し必要な細則については役員会にて決定する。

(附則)

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

平成27年5月22日 一部改正

平成29年4月28日 一部改正

平成30年4月27日 一部改正

令和 4年5月10日 一部改正

令和 5年5月 9日 一部改正